

## 平成五年通商産業省令第七十二号

指定定期検査機関、指定検定期間、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令

計量法（平成四年法律第五十一号）第三章第五節、第五章第五節及び第六章第二節の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定期間及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令を次のように定める。

## 目次

- 第一章 指定定期検査機関（第一条―第八条）
- 第二章 指定検定期間（第九条―第十六条）
- 第三章 指定計量証明検査機関（第十七条―第十八条）
- 第三章の二 特定計量証明認定機関（第十八条の二―第十八条の十二）
- 第四章 適用除外（第十九条）
- 第五章 雑則（第二十条）

## 附則（第二十条）

## 第一章 指定定期検査機関

## （指定の申請）

第一条 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第二十六条の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）に提出しなければならない。

一定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（定期検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）

四 次に掲げる事項を記載した書面

イ 役員又は事業主の氏名及び履歴、第二条の二に規定する構成員（以下この号において単に「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合

ロ 定期検査の業務を行う特定計量器の種類

ハ 定期検査の業務を行う地域

ニ 一年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数

ホ 定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ヘ 定期検査を実施する者の資格及び数

ト 定期検査以外の業務を行っている場合にあっては、その業務の種類及び概要

チ 手数料の額

五 申請者が法第二十七条各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が第二条の三各号の規定に適合することを説明した書類

## （指定の基準）

第二条 法第二十八条第一号の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表第一の特定計量器の欄に掲げる特定計量器（質量計及び皮革面積計に限る。次項において同じ。）ごとに同表の検査設備の欄に掲げるものであつて、前条第四号ロの特定計量器の定期検査を適確に遂行するに足りるものとする。

2 法第二十八条第二号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第一の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の定期検査又は計量証明検査を実施する者の欄に掲げるとおりとする。

（指定定期検査機関の構成員）

第二条の二 法第二十八条第三号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 一般社団法人 社員
  - 二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項の持分会社 社員
  - 三 会社法第二条第一号の株式会社 株主
  - 四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第三条第一項の農業協同組合 組合員
  - 五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
  - 六 その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類するもの
- （指定の基準）
- 第二条の三 法第二十八条第四号の経済産業省令で定める基準は、定期検査の実施に係る組織、定期検査の方法、手数料の算定の方法その他の定期検査の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。
- 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うその他の利害関係の影響を受けないこと。
  - 二 定期検査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
  - 三 前各号に掲げるもののほか、定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。
- （指定の更新の手續）
- 第二条の四 法第二十八条の二の規定により、指定定期検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第一条から前条までの規定を準用する。この場合において第一条中「様式第一」とあるのは「様式第一の二」と読み替えるものとする。
- （業務規程）
- 第三条 指定定期検査機関は、法第三十条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に業務規程を添えて、当該指定に係る都道府県知事（以下この章において「委任特定市町村の長」という。）又は当該指定に係る特定市町村の長（以下この章において「委任特定市町村の長」という。）に提出しなければならない。
- 2 法第三十条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 定期検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
  - 二 定期検査の業務を行う特定計量器の種類
  - 三 定期検査を行う場所に関する事項
  - 四 定期検査に関する証明書の発行に関する事項
  - 五 定期検査を実施する者の選任及び解任に関する事項
  - 六 定期検査を実施する者の配置に関する事項
  - 七 定期検査に使用する検査設備の管理に関する事項
  - 八 定期検査済証印の管理に関する事項
  - 九 定期検査の未受検者に対する受検促進に関する事項
  - 十 手数料の収納の方法に関する事項
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、定期検査の業務に関し必要な事項
- 3 指定定期検査機関は、法第三十条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書を委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に提出しなければならない。
- （帳簿）
- 第四条 法第三十一条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 定期検査を受けなければならないと見込まれる者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 前号に掲げる者の使用する特定計量器の種類、名称及び性能の概要
  - 三 定期検査を行った年月日
  - 四 定期検査を実施した者の氏名

五 定期検査の成績及び合格又は不合格の別（合格しなかった特定計量器については、その理由及び製造番号）

六 第一号に掲げる者のうち、定期検査を受けなかった者のその理由

2 指定定期検査機関は、定期検査を行ったときは、遅滞なく、当該定期検査を行った区域ごとに、前項に掲げる事項を特定計量器の種類ごとに区分して、帳簿に記載しなければならない。

3 指定定期検査機関は、前項の帳簿を次の定期検査が終了するまでの間、保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四条の二 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第三十一条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（業務の休廃止）

第五条 指定定期検査機関は、法第三十二条の規定により定期検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止の届出をするときは、全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、様式第四による届出書を委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に提出しなければならない。

第六条 削除

第七条 削除

（業務の引継ぎ）

第八条 法第三十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 指定定期検査機関は、定期検査の業務を引き継ぐ旨を記載した書面を、委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に提出しなければならない。

二 指定定期検査機関は、定期検査の業務に関する帳簿及び書類を、委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に引き渡さなければならない。

三 指定定期検査機関は、その他委任都道府県知事又は委任特定市町村の長が必要と認める事項に関し引き継ぎなければならない。

第二章 指定検定期間

（指定の申請）

第九条 法第六十六条第一項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（検定の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）

四 次に掲げる事項を記載した書面

イ 役員又は事業主の氏名及び履歴、第十条の二に規定する構成員（以下この号において単に「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合

ロ 検定（変成器付電気計器検査、法第七十八条第一項（法第八十一条第二項及び法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験（以下「型式承認試験」という。）及び法第九十三条第一項の調査を含む。以下この章において同じ。）の業務を行う特定計量器の種類ハ 一年間に検定を行うことができる特定計量器の数

ニ 検定に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ホ 検定を実施する者の資格及び数

検定を実施する者のうち、その業務を統括し、かつ、当該業務に関する指導及び教育訓練についての権限及び責任を有する者（トにおいて「検定管理責任者」という。）の氏名ト 次項の規定により業務の範囲を限って検定を行う場合にあつては、検定管理責任者が申請の日から起算して過去五年以内に国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が実施する指定検定期間の検定に関する講習を修了した旨及び修了年月日チ 検定以外の業務を行っている場合にあつては、その業務の種類及び概要

リ 手数料の額

五 申請者が法第六十六条第三項において準用する法第二十七条各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が第十条の三各号の規定に適合することを説明した書類

2 経済産業大臣は、前項の申請を受けた場合には、検定を行うおうとする者の能力又は申請により、当該者が行うことができる検定の種類を、変成器付電気計器検査、法第七十八条第一項（法第八十一条第二項及び法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験及び法第九十三条第一項の調査以外のものに限定することができる。この場合において、経済産業大臣は、検定を行うおうとする者の能力又は申請により、別表第二の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げるところにより、さらにその業務の範囲を限定することができる。

（指定の基準）

第十条 法第六十六条第三項において準用する法第二十八条第一号の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表第三（前条第二項の規定により業務の範囲を限って検定を行う場合にあつては、別表第四。この項及び次項において同じ。）の指定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとに別表第三の検定設備の欄に掲げるものであつて、前条第一項第四号ロの特定計量器の検定を適確に遂行するに足りるものとする。

2 法第六十六条第三項において準用する法第二十八条第二号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第三の指定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の検定を実施する者の欄に掲げるとおりとする。

（指定検定期間の構成員）

第十条の二 法第六十六条第三項において準用する法第二十八条第三号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 一般社団法人 社員

二 会社法第五百七十五条第一項の持分会社 社員

三 会社法第二条第一号の株式会社 株主

四 中小企業等協同組合法第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合 組合員

五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者

六 その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類するもの

（指定の基準）

第十条の三 法第六十六条第三項において準用する法第二十八条第四号の経済産業省令で定める基準は、検定の実施に係る組織、検定の方法、手数料の算定の方法その他の検定の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。

二 検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないものとして次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 指定検定機関の申請者が株式会社である場合にあつては、検定を受ける者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）でないこと。

ロ 指定検定機関の申請者が法人である場合にあつては、指定検定機関の申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。）に占める検定を受ける者の役員又は職員（過去二年間に当該検定を受ける者の役員又は職員であつた者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が二分の一を超えていないこと。

ハ 指定検定機関の申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員。）が、検定を受ける者の役員又は職員でないこと。

ニ 検定の実施部門が部門として独立し、かつ、検定の実施部門の役員及び職員が、検定を受ける者の検定に影響を与える他の部門の役員及び職員を兼ねないこと。

三 前各号に掲げるもののほか、検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

（指定の更新の手続）

**第十条の四** 法第六十六条第三項において準用する法第二十八条の二の規定により、指定検定機関が指定の更新を受けようとする場合は、第九条から前条までの規定を準用する。この場合において第九条第一項中「様式第一」とあるのは「様式第一の二」と読み替えるものとする。

（業務規程）

**第十一条** 指定検定機関は、法第六十六条第三項において準用する法第三十条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

**2** 法第六十六条第三項において準用する法第三十条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一 検定の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 検定の業務を行う特定計量器の種類

三 検定を行う場所に関する事項

四 検定に関する証明書の発行に関する事項

五 検定を実施する者の選任及び解任に関する事項

六 検定を実施する者の配置に関する事項

七 検定を実施する者の教育訓練に関する事項

八 検定に使用する検定設備の管理に関する事項

九 検定証印の管理に関する事項

十 手数料の額及び収納の方法に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、検定の業務に関し必要な事項

**3** 指定検定機関は、法第六十六条第三項において準用する法第三十条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（帳簿）

**第十二条** 法第六十六条第三項において準用する法第三十一条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 検定を申請した者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

二 検定の申請を受けた年月日

三 検定の申請に係る特定計量器の種類、名称、製造番号及び型式承認表示が付されたものにあつては、型式承認番号

四 型式承認試験を行った場合にあつては、特定計量器の構造、材質及び性能の概要

五 検定を行った年月日及び場所

六 検定を実施した者の氏名

七 検定の成績及び合格又は不合格の別（合格しなかった特定計量器については、その理由及び製造番号）

**2** 指定検定機関は、検定を行ったときは、遅滞なく、前項に掲げる事項を特定計量器及び検定の種類ごとに区分して、帳簿に記載しなければならない。

**3** 指定検定機関は、前項の帳簿を、検定の有効期間があるものにあつては、次回の検定が終了するまでの間、有効期間のないものにあつては、必要に応じ、保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

**第十二条の二** 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第六十六条第三項において準用する法第三十一条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

**2** 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（業務の廃止）

**第十三条** 指定検定機関は、法第六十六条第三項において準用する法第三十二条の規定により検定の業務の全部又は一部を休止又は廃止の届出をするときは、全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**第十四条** 削除

**第十五条** 削除

（業務の引継ぎ）

**第十六条** 指定検定機関は、検定の業務を経済産業大臣に引き継ぐときは、次に掲げるところにより行わなければならない。

一 検定の業務を引き継ぐ旨を記載した書面を経済産業大臣に提出すること。

二 検定の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。

**第三章** 指定計量証明検査機関

（指定の基準）

**第十七条** 法第二百一十一条第二項において準用する法第二十八条第一号の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表第一の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとに同表の検査設備の欄に掲げるものであつて、第一条第四号ロの特定計量器の計量証明検査を適確に遂行するに足りるものとする。

**2** 法第二百一十一条第二項において準用する法第二十八条第二号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第一の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の定期検査又は計量証明検査を実施する者の欄に掲げるとおりとする。

（準用）

**第十八条** 第一条、第二条の二から第五条まで及び第八条の規定は、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらの規定中「委任都道府県知事又は委任特定市町村の長」とあるのは「委任都道府県知事」と、第一条中「都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場所にあつては、特定市町村の長）」とあるのは「委任都道府県知事」と、第三条第一項中「都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）又は当該指定に係る特定市町村の長（以下「委任特定市町村の長」という。）」とあるのは「委任都道府県知事」と読み替えるものとする。

**第三章の二** 特定計量証明認定機関

（指定の区分）

**第十八条の二** 法第二百一十一条の七の経済産業省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 大気中のダイオキシン類

二 水又は土壌中のダイオキシン類

三 大気中の一・二・四・五・六・七・八・ハ―オクタクロロー二・三・三・四・七・七・七・八・ヘキサヒドロ―四・七・メタノール―H―インデン（別名クロルデン）、一・一・四・一・トリクロロー二・二・ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT）又は一・四・五・六・七・八・ハ―ヘタクロロー三・四・七・七・七・ア―テトラヒドロ―四・七・メタノール―H―インデン（別名ヘタクロル）

四 水又は土壌中の一・二・四・五・六・七・八・ハ―オクタクロロー二・三・三・四・七・七・七・八・ヘキサヒドロ―四・七・メタノール―H―インデン（別名クロルデン）、一・一・四・一・トリクロロー二・二・ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT）又は一・四・五・六・七・八・ハ―ヘタクロロー三・四・七・七・七・ア―テトラヒドロ―四・七・メタノール―H―インデン（別名ヘタクロル）

#### （指定の申請）

**第十八条の三** 法第二百二十一条の七の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（法第二百二十一条の二の認定（以下単に「認定」という。）の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）
- 四 次に掲げる事項を記載した書面

イ 役員又は事業主の氏名及び履歴、第十八条の五に規定する構成員（以下この号において単に「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合

ロ 一年間に認定を行うことができる事業所の数

ハ 認定に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ニ 統括検査員（検査員（法第二百二十一条の八第一号に規定する経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者であつて、認定を実施する者をいう。以下同じ。）のうち、認定に係る機械又は設備を自ら操作する能力を有し、検査員の指揮、認定の作業監督及び認定の結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。）及び検査員の資格及び数

ホ 認定以外の業務を行っている場合にあつては、その業務の種類及び概要

ヘ 手数料の額

五 申請者が法第二百二十一条の十において準用する法第二十七条各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が第十八条の六各号の規定に適合することを説明した書類

#### （指定の基準）

**第十八条の四** 法第二百二十一条の八第一号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は外国にあるこれらの大学に相当する大学を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者であつて、品質管理に関する実務経験を一年以上有する者
- 二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは工業に関する高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校又は外国にあるこれらの学校に相当する学校を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、品質管理に関する実務経験を一年以上有する者
- 三 品質管理に関する実務経験を六年以上有する者

四 経済産業大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

2 法第二百二十一条の八第一号の経済産業省令で定める数は、指定の区分ごとに検査員二名（うち一名は統括検査員とする。）とする。

（特定計量証明認定機関の構成員）

**第十八条の五** 法第二百二十一条の八第二号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 一般社団法人 社員
- 二 会社法第五百七十五条第一項の持分会社 社員
- 三 会社法第二条第一号の株式会社 株主
- 四 中小企業等協同組合法第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合 組合員
- 五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- 六 その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類するもの

#### （指定の基準）

**第十八条の六** 法第二百二十一条の八第三号の経済産業省令で定める基準は、認定の実施に係る組織、認定の方法、手数料の算定の方法その他の認定の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

- 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
- 二 認定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
- 三 前各号に掲げるもののほか、認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

#### （指定の更新の手続）

**第十八条の七** 法第二百二十一条の十において準用する法第二十八条の二の規定により、特定計量証明認定機関が指定の更新を受けようとする場合は、第十八条の二から前条までの規定を準用するものとする。

#### （業務規程）

**第十八条の八** 特定計量証明認定機関は、法第二百二十一条の十において準用する法第三十条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二百二十一条の十において準用する法第三十条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 認定の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 認定の業務を行う区分に関する事項
- 三 特定計量証明事業に係る認定証の発行に関する事項
- 四 統括検査員又は検査員の選任及び解任に関する事項
- 五 認定に使用する設備の管理に関する事項
- 六 手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 七 認定の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 認定の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、認定の業務に関し必要な事項
- 3 特定計量証明認定機関は、法第二百二十一条の十において準用する法第三十条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### （帳簿）

**第十八条の九** 法第二百二十一条の十において準用する法第三十一条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 認定を申請した者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認定の申請を受けた年月日
- 三 認定の申請に係る事業の区分
- 四 認定を行った年月日
- 五 認定を実施した統括検査員の氏名
- 六 認定の概要及び結果
- 2 特定計量証明認定機関は、認定を行ったときは、遅滞なく、前項に掲げる事項を事業の区分ごとに帳簿に記載しなければならない。
- 3 特定計量証明認定機関は、前項の帳簿を、認定に係る最終の記載の日から起算して三年間保存しなければならない。
- (電磁的方法による保存)
- 第十八条の十 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第二百二十一条の十において準用する法第三十一条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
- (業務の休廃止)
- 第十八条の十一 特定計量証明認定機関は、法第二百二十一条の十において準用する法第三十二条の規定により認定の業務の全部又は一部を休止又は廃止の届出をするときは、全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- (業務の引継ぎ)
- 第十八条の十二 特定計量証明認定機関は、認定の業務を経済産業大臣に引き継ぐとするとときは、次に掲げるところにより行わなければならない。
- 一 認定の業務を引き継ぐ旨を記載した書面を経済産業大臣に提出すること。
- 二 認定の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。
- 第四章 適用除外
- (条例等に係る適用除外)
- 第十九条 第一条、第三条第一項及び第三項、第五条並びに第十八条において準用する第一条、第三条第一項及び第三項並びに第五条(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則、その他のために別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
- 2 第一条、第三条第一項及び第三項並びに第五条(特定市町村の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、特定市町村の条例、規則、その他のために別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
- 第五章 雑則
- (電磁的記録媒体による提出)
- 第二十条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び様式第八の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
- 一 第九条第一項の様式第一による申請書、同項第一号に掲げる定款及び同項第二号から第六号までに掲げる添付書類
- 二 第十条の四において準用する第九条第一項の様式第一の二による申請書、同項第一号に掲げる定款及び同項第二号から第六号までに掲げる添付書類
- 三 第十一条第一項の様式第二による申請書及び業務規程

- 四 第十一条第三項の様式第三による申請書
- 五 第十三条の様式第四による届出書
- 六 第十八条の三の様式第一による申請書、同条第一号に掲げる定款及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類
- 七 第十八条の七において準用する第十八条の三の様式第一の二による申請書及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類
- 八 第十八条の八第一項の様式第二による申請書及び業務規程
- 九 第十八条の八第三項の様式第三による申請書
- 十 第十八条の十一の様式第四による届出書
- 2 前項の電磁的記録媒体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- 一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 二 日本産業規格X六二三五及びX六二四九又はX六二三五及びX六二五二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 附 則
- この省令は、法の施行の日(平成五年十一月一日)から施行する。
- 附 則 (平成七年三月七日通商産業省令第二一〇号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九〇号) 抄
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四〇号) 抄
- 第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二二年二月一六日通商産業省令第一四〇号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二二年三月七日通商産業省令第三一〇号)
- この省令は、平成二二年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二二年八月九日通商産業省令第一四八号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二二年一〇月一三日通商産業省令第二二八号)
- この省令は、平成二三年一月六日から施行する。
- 附 則 (平成二三年三月二二日経済産業省令第三二二号)
- この省令は、平成二三年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にされた計量法(以下「法」という。)第二十六条、法第百六条第一項及び法第百二十一条第一項の指定の申請であつて、この省令の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成二三年九月五日経済産業省令第一八八号)
- この省令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。
- 附 則 (平成二七年三月四日経済産業省令第一四〇号)
- この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。
- 附 則 (平成二八年四月二八日経済産業省令第六三三号) 抄
- (施行期日)
- 第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。
- 附 則 (平成二〇年二月一日経済産業省令第八二二号)
- この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。
- 附 則 (平成二二年五月三一日経済産業省令第三二一〇号)
- この省令は、平成二二年六月一日から施行する。
- 附 則 (平成二七年四月一日経済産業省令第三七七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成二十七年十一月一日から施行する。

**附 則（平成二八年一月一五日経済産業省令第三号）**

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二（第二号）の改正規定は、平成二十八年八月一日から施行する。

**附 則（平成二八年四月一日経済産業省令第六二号）**

この省令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

**附 則（平成二九年九月二二日経済産業省令第七三三）**

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令第二十号から第二十三号までの改正規定及び様式第八から様式第十七までの改正規定 公布の日

二 第二条の規定 平成三十年七月一日

三 第三条の規定 平成三十一年七月一日

**附 則（平成二九年一〇月三二日経済産業省令第八一）**

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

**附 則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一三三）**

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則（平成三〇年九月六日経済産業省令第五八）**

この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。

**附 則（平成三一年三月二九日経済産業省令第二九）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七）**

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則（令和二年三月三〇日経済産業省令第二一）**

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則（令和二年九月一五日経済産業省令第七四）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（令和二年十二月二八日経済産業省令第九二）**

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則（令和三年三月二六日経済産業省令第一九）**

この省令は、令和三年四月一日から施行する。  
**附 則（令和四年三月二二日経済産業省令第二六）** 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

別表第一（第二条、第十七条関係）

特定計量器

検査設備

定期検査又は計量証明検査を実施する者

質量計

名称

性能

条件

皮革面積計

基  
準

名

数

騒音計

基  
準

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二

周速

度計

名

二





| 直流電源<br>／交流電<br>源                | 精度が読<br>み値の○<br>・五%未<br>満の電圧     | 計                                | 陽陰圧発<br>生装置                      | 耐久性試<br>験装置                      | 電気式基<br>準液柱<br>アネロ型<br>圧力計       | イド型、<br>基準重<br>血圧計               | 血圧計又<br>は血圧計<br>用基               | イド型<br>準圧力計                      | 血圧計                              | 槽                                | 最大需<br>要電力<br>計又は<br>三級基<br>準電力<br>計 | 計                                |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの     | 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの |
| 二名                               |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                      |                                  |

| 過電流発<br>生装置                      | 振動試験<br>装置                      | 衝撃試験<br>装置                      | 傾斜試験<br>装置                      | 外部直流<br>磁気発生<br>装置                  | 磁気発生<br>装置                          | 磁界発生<br>装置                        | 温度計                                         | 絶縁抵抗<br>計                      | 耐電圧試<br>験装置                                                                     | 交流電源<br>装置                                    | 温湿度試<br>験装置                                                         | インパル<br>ス電圧試<br>験装置                  | サージ試<br>験装置                              |
|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------|
| 日本産業規格C二八三―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する振動の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する衝撃の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する傾斜の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する外部直流磁気の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する外部直流磁気の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する外部磁界の影響の試験ができるもの | 計ることのできる温度が零下十度から百十度までの範囲のものであって、目量が一度以下のもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する絶縁抵抗の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する商用周波耐電圧及び雷インパルス耐電圧の試験、日本産業規格C一七三六―二に規定する耐電圧及び巻線端子間耐電圧の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二及びC一七三六―二に規定する試験の電圧を発生させることができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する温度特性、高温乾燥の影響、低温の影響、高温高湿の影響、温度サイクルの影響及び耐久性の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定するインパルス電圧の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C二八三―二に規定する交流主電源線上のサージの影響の試験ができるもの |

|            |                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 標準計器       | 日本産業規格C一二八三―二に規定する器差試験及び日本産業規格C一七三六―二に規定する比誤差及び位相角の測定を行うため、日本産業規格C一七三一―一及びC一七三一―二に規定する確度階級が○・一級のものは○・二級のもの  |
| 変成器試験装置    | 日本産業規格C一二八三―二に規定する器差試験及び日本産業規格C一七三六―二に規定する比誤差及び位相角の測定を行うため、○・〇一パーセントの精度で比誤差を測定できるものであって、○・一分の精度で位相角を測定できるもの |
| 変成器負担装置    | 日本産業規格C一二八三―二に規定する器差試験及び日本産業規格C一七三六―二に規定する比誤差及び位相角の測定を行うため、力率零から一までの範囲で百ボルトアンペアまでの皮相電力を消費できるもの              |
| 試験電源装置     | 日本産業規格C一二八三―二及びC一七三六―二に規定する試験の周波数、電圧及び電流を発生できるもの                                                            |
| ひずみ波形成発生装置 | 日本産業規格C一二八三―二に規定する電圧及び電流の高調波の影響、電流回路の分数調波の影響、電流回路の高調波の影響及び高次高調波の影響の試験ができるもの                                 |
| 静電気放電試験装置  | 日本産業規格C一二八三―二に規定する静電気の影響の試験ができるもの                                                                           |
| 高速過渡試験装置   | 日本産業規格C一二八三―二に規定する高速過渡の影響の試験ができるもの                                                                          |
| 減衰振動試験装置   | 日本産業規格C一二八三―二に規定する減衰振動波イミュニティの影響の試験ができるもの                                                                   |
| スプリングハンマ   | 日本産業規格C一二八三―二に規定するスプリングハンマ衝撃試験ができるもの                                                                        |

|              |                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| グローワイヤ試験装置   | 日本産業規格C一二八三―二に規定するグローワイヤ（赤熱棒押付け）試験ができるもの                               |
| 電磁波障害試験装置    | 日本産業規格C一二八三―二に規定する放射無線周波電磁界の影響の試験ができるもの                                |
| 伝導性試験装置      | 日本産業規格C一二八三―二に規定する無線周波電磁界が誘導した伝導妨害の影響の試験ができるもの                         |
| 停電試験装置       | 日本産業規格C一二八三―二に規定する電圧ディップ及び短時間停電の影響の試験ができるもの                            |
| パルス計数装置      | 日本産業規格C一二八三―二に規定する計器定数の試験及び複合電気計器の表示機構の試験ができるもの                        |
| 出力機構試験装置     | 日本産業規格C一二八三―二に規定する出力機構の試験ができるもの                                        |
| 計量特性保護試験装置   | 日本産業規格C一二八三―二に規定する計量特性の保護の試験ができるもの                                     |
| 電力量計二級基準電力量計 |                                                                        |
| 計基準電圧        |                                                                        |
| 計基準電流        |                                                                        |
| 時間計          | 日本産業規格C一二二―二、C一二六―二、C一二七―二及びC一二七―二に規定する始動、潜動及び時間（時計及びタイムスタンプ）の試験ができるもの |
| 電力量計誤差測定装置   | 日本産業規格C一二二―二、C一二六―二、C一二七―二及びC一二七―二に規定する誤差を○・〇一パーセント以内の精度で測定できるもの       |
| 注水試験装置       | 日本産業規格C一二二―二、C一二六―二及びC一二七―二に規定する水の影響及び注水の影響の試験ができるもの                   |

|              |                                                      |
|--------------|------------------------------------------------------|
| 耐光試験装置       | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二及びC二二七―二に規定する耐光性の試験ができるもの         |
| 湿潤・亜硫酸ガス試験装置 | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二及びC二二七―二に規定する湿潤・亜硫酸ガスの影響の試験ができるもの |
| 塩水噴霧試験装置     | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二及びC二二七―二に規定する塩水噴霧の影響の試験ができるもの     |
| 粉じん試験装置      | 日本産業規格C二二一―二及びC二二七―二に規定する粉じんの侵入の影響の試験ができるもの          |
| 膜厚計          | 日本産業規格C二二一―二及びC二二七―二に規定する塗膜の厚さの試験ができるもの              |
| 過電流発生装置      | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二及びC二二七―二に規定する過電流の影響の試験ができるもの      |
| 振動試験装置       | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二及びC二二七―二に規定する振動の影響の試験ができるもの       |
| 衝撃試験装置       | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二及びC二二七―二に規定する衝撃の影響の試験ができるもの       |
| 傾斜試験装置       | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二及びC二二七―二に規定する傾斜の影響の試験ができるもの       |
| 外部直流磁気発生装置   | 日本産業規格C二二七―二及びC二二七―二に規定する外部直流磁気の影響の試験ができるもの          |
| 磁界発生装置       | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二及びC二二七―二に規定する              |

|             |                                                                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 衝撃性雑音試験装置   | 日本産業規格C二二一―二に規定する衝撃性雑音の影響の試験ができるもの                                                                          |
| 温度計         | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二及びC二二七―二に規定する負荷電流導体及び端子の温度上昇並びに電流コイル及び端子の温度上昇の試験並びに日本産業規格C二七三―二に規定する温度上昇の試験ができるもの |
| 絶縁抵抗計       | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二及びC二二七―二に規定する絶縁抵抗の試験ができるもの                                                        |
| 耐電圧試験装置     | 定格周波数において二千ボルト以上の電圧を一分間発生することができ、かつ、波頭長が一・二マイクロ秒、波尾長が五十マイクロ秒の六千ボルトまでの正弦波電圧を発生できるもの                          |
| インパルス電圧試験装置 | 日本産業規格C二二七―二及びC二二七―二に規定するインパルス電圧の影響の試験ができるもの                                                                |
| サージ試験装置     | 日本産業規格C二二七―二及びC二二七―二に規定する交流主電源線上のサージの影響の試験ができるもの                                                            |
| 始動電流試験装置    | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二及びC二二七―二に規定する始動の試験ができるもの                                                          |
| 交流電源装置      | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二、C二二七―二及びC二二七―二に規定する試験の電圧を発生させることができるもの                                           |
| 温湿度試験装置     | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二及びC二二七―二に規定する温度特性、高温乾燥の影響、低温の影響、高温高湿の影響、温度サイクルの影響、高温急冷                            |

|              |                                                                                                                                                        |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 標準計器<br>用変成器 | の影響、パッキン老化的影響及び耐久性の試験ができるもの<br>日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二に規定する器差試験並びに日本産業規格C一七三六―二に規定する比誤差及び位相角の測定を行うため、日本産業規格C一七三―一及びC一七三―二に規定する確度階級が○・一級のもの又は○・二級のもの |
| 変成器試験装置      | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二に規定する器差試験並びに日本産業規格C一七三六―二に規定する比誤差及び位相角の測定を行うため、○・〇―パーセントの精度で比誤差を測定できるものであつて、○・一分の精度で位相角を測定できるもの                              |
| 変成器負担装置      | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二に規定する器差試験並びに日本産業規格C一七三六―二に規定する比誤差及び位相角の測定を行うため、力率零から一までの範囲で百ボルトアンペアまでの皮相電力を消費できるもの                                           |
| 試験電源装置       | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二及びC一七三六―二に規定する試験の周波数、電圧及び電流を発生させることができるもの                                                                                    |
| ひずみ波発生装置     | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二に規定する電圧及び電流の高調波の影響、電流回路の分数調波の影響、電流回路の高調波の影響、電流回路における直流及び偶数高調波の影響、高次高調波の影響並び                                                  |

|            |                                                                              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 静電気放電試験装置  | に波形の影響の試験ができるもの<br>日本産業規格C二二一―二、C二二七―二及びC一七三六―二に規定する静電気の影響の試験ができるもの          |
| 高速過渡試験装置   | 日本産業規格C二二七―二及びC一七三六―二に規定する高速過渡の影響の試験ができるもの                                   |
| 減衰振動波試験装置  | 日本産業規格C二二七―二及びC一七三六―二に規定する減衰振動波イミュニティの影響の試験ができるもの                            |
| スプリングハンマ   | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二に規定するスプリングハンマ衝撃試験ができるもの                            |
| グローワイヤ試験装置 | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二に規定するグローワイヤ（赤熱棒押付け）試験ができるもの                        |
| 電磁波障害試験装置  | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二に規定する放射無線周波電磁界の影響及び電磁波の影響の試験ができるもの                 |
| 伝導性試験装置    | 日本産業規格C二二七―二及びC一七三六―二に規定する無線周波電磁界が誘導した伝導妨害の影響の試験ができるもの                       |
| 停電試験装置     | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二及びC一七三六―二に規定する電圧ディップ及び短時間停電の影響並びに停電の影響の試験ができるもの    |
| パルス計数装置    | 日本産業規格C二二一―二、C二二一―二、C二二七―二に規定する計器定数、複合電気計器の表示機構並びに発信装置及び分離することが表示機構の試験ができるもの |

| 出力機構<br>試験装置                                              | 計量特性<br>保護試験<br>装置                                     | 無効電<br>力量計<br>又は三級<br>基準電力<br>量計 | 時間計                                                                        | 電力量計<br>誤差測定<br>装置                                              | 注水試験<br>装置                               | 耐光試験<br>装置                                      | 湿潤・亜<br>硫酸ガス<br>試験装置                           | 塩水噴霧<br>試験装置                               | 粉じん試<br>験装置                                  | 過電流発<br>生装置                                        | 振動試験<br>装置                                        | 衝撃試験<br>装置                                        |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 日本産業規格C一二六一二、<br>C一二七一一及びC一二七二<br>―に規定する出力機構の試験<br>ができるもの | 日本産業規格C一二七一一二及<br>びC一二七二―に規定する計<br>量特性の保護の試験ができるも<br>の |                                  | 日本産業規格C一二六三―二及<br>びC一二七三―二に規定する始<br>動、潜動及び時間（時計及びタ<br>イムスタンプ）の試験ができる<br>もの | 日本産業規格C一二六三―二及<br>びC一二七三―二に規定する誤<br>差を○・一パーセント以内の精<br>度で測定できるもの | 日本産業規格C一二六三―二に<br>規定する注水の影響の試験がで<br>きるもの | 日本産業規格C一二六三―二及<br>びC一二七三―二に規定する耐<br>光性の試験ができるもの | 日本産業規格C一二六三―二に<br>規定する湿潤・亜硫酸ガスの影<br>響の試験ができるもの | 日本産業規格C一二六三―二に<br>規定する塩水噴霧の影響の試験<br>ができるもの | 日本産業規格C一二七三―二に<br>規定する粉じんの侵入の影響の<br>試験ができるもの | 日本産業規格C一二六三―二及<br>びC一二七三―二に規定する過<br>電流の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C一二六三―二及<br>びC一二七三―二に規定する振<br>動の影響の試験ができるもの | 日本産業規格C一二六三―二及<br>びC一二七三―二に規定する衝<br>撃の影響の試験ができるもの |

二十  
七名

|             |                                                                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傾斜試験装置      | 日本産業規格C-1263-12及びC-1273-12に規定する傾斜の影響の試験ができるもの                                                          |
| 外部直流磁気発生装置  | 日本産業規格C-1273-12に規定する外部直流磁気の影響の試験ができるもの                                                                 |
| 磁気発生装置      | 日本産業規格C-1263-12及びC-1273-12に規定する外部磁界の影響の試験ができるもの                                                        |
| 温度計         | 日本産業規格C-1263-12及びC-1273-12に規定する負荷電流導体及び端子の温度上昇並びに電流コイル及び端子の温度上昇の試験並びに日本産業規格C-1736-12に規定する温度上昇の試験ができるもの |
| 絶縁抵抗計       | 日本産業規格C-1263-12及びC-1273-12に規定する絶縁抵抗の試験ができるもの                                                           |
| 耐電圧試験装置     | 定格周波数において二千ボルト以上の電圧を一分間発生することができ、かつ、波頭長が一・二マイクロ秒、波尾長が五十マイクロ秒の五千ボルトまでの正極性全波電圧を発生できるもの                   |
| インパルス電圧試験装置 | 日本産業規格C-1273-12に規定するインパルス電圧の影響の試験ができるもの                                                                |
| サージ試験装置     | 日本産業規格C-1273-12に規定する交流主電源線上のサージの影響の試験ができるもの                                                            |
| 始動電流試験装置    | 日本産業規格C-1263-12及びC-1273-12に規定する始動の試験ができるもの                                                             |
| 交流電源装置      | 日本産業規格C-1263-12、C-1273-12及びC-1736-12に規定する試験の電圧を発生させることができるもの                                           |
| 温湿度試験装置     | 日本産業規格C-1263-12及びC-1273-12に規定する温度特性、高温乾燥の影響、低温の影響、高温高湿の影響、温度サイクルの影響、高温急冷の影響、パッキン老化の影響及び耐久性の試験ができるもの    |

|      |                        |                                                                                                                                  |             |                                                                                                                                                       |             |                                                                                                                                      |            |                                                                                |                   |                                           |              |                                            |                   |                                                   |                                                         |
|------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 標準計器 | 日本産業規格C一二六三―二及<br>用変成器 | びC一二七三―二に規定する器<br>差試験並びに日本産業規格C一<br>七三六―二に規定する比誤差及<br>び位相角の測定を行うため、日<br>本産業規格C一七三―一及び<br>C一七三―二に規定する確度<br>階級が○・一級のものは○・<br>二級のもの | 変成器試<br>験装置 | 日本産業規格C一二六三―二及<br>びC一二七三―二に規定する器<br>差試験並びに日本産業規格C一<br>七三六―二に規定する比誤差及<br>び位相角の測定を行うため、<br>○・○一パーセントの精度で比<br>誤差を測定できるものであつて、<br>○・一分の精度で位相角を測定<br>できるもの | 変成器負<br>担装置 | 日本産業規格C一二六三―二及<br>びC一二七三―二に規定する器<br>差試験並びに日本産業規格C一<br>七三六―二に規定する比誤差及<br>び位相角の測定を行うため、力<br>率零から一までの範囲で百ボル<br>トアンペアまでの皮相電力を消<br>費できるもの | 試験電源<br>装置 | 日本産業規格C一二六三―二、<br>C一二七三―二及びC一七三六<br>―二に規定する試験の周波数、<br>電圧及び電流を発生させること<br>ができるもの | 静電気放<br>電試験装<br>置 | 日本産業規格C一二七三―二に<br>規定する静電気の影響の試験が<br>できるもの | 高速過渡<br>試験装置 | 日本産業規格C一二七三―二に<br>規定する高速過渡の影響の試験<br>ができるもの | 減衰振動<br>波試験装<br>置 | 日本産業規格C一二七三―二に<br>規定する減衰振動波イミュニテ<br>イの影響の試験ができるもの | スプリン<br>グハンマ<br>びC一二七三―二に規定するス<br>プリングハンマ衝撃試験ができ<br>るもの |
|------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|

|                    |                                                               |                   |                                                 |             |                                                            |            |                                                         |             |                                                                                                 |              |                                         |                    |                                            |     |                                            |                                                                                                                             |     |                     |             |                             |              |                              |                                                                                                                                                                                                                                                   |    |
|--------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------|-----|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------|-------------|-----------------------------|--------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| グローワ<br>イヤ試験<br>装置 | 日本産業規格C一二六三―二及<br>びC一二七三―二に規定するグ<br>ローワイヤ（赤熱棒押付け）試<br>験ができるもの | 電磁波障<br>害試験装<br>置 | 日本産業規格C一二七三―二に<br>規定する放射無線周波電磁界の<br>影響の試験ができるもの | 伝導性試<br>験装置 | 日本産業規格C一二七三―二に<br>規定する無線周波電磁界が誘導<br>した伝導妨害の影響の試験がで<br>きるもの | 停電試験<br>装置 | 日本産業規格C一二七三―二に<br>規定する電圧ディップ及び短時<br>間停電の影響の試験ができるも<br>の | パルス計<br>数装置 | 日本産業規格C一二六三―二及<br>びC一二七三―二に規定する計<br>器定数、複合電気計器の表示機<br>構並びに発信装置及び分離する<br>ことができる表示機構の試験が<br>できるもの | 出力機構<br>試験装置 | 日本産業規格C一二七三―二に<br>規定する出力機構の試験ができ<br>るもの | 計量特性<br>保護試験<br>装置 | 日本産業規格C一二七三―二に<br>規定する計量特性の保護の試験<br>ができるもの | 照度計 | 単平面型<br>基準電球<br>安定電圧<br>電源装置<br>電圧計<br>電流計 | 分布温度が二千八百四十六ケルビ<br>ンまでの範囲のもの<br>出力電圧の安定度が○・二パー<br>セントを超えないもの<br>器差が点灯電圧の○・○一パー<br>セントを超えないもの<br>器差が点灯電流の○・五パーセ<br>ントを超えないもの | 騒音計 | 基準静電<br>型マイク<br>ロホン | 実効値測<br>定装置 | 波高率五の電気信号の実効値電<br>圧が測定できるもの | 静圧影響<br>試験装置 | 日本産業規格C一五一六に規定<br>する試験ができるもの | 次のいずれかに該当すること。<br>一 学校教育法による大学、旧大学令による<br>大学又は旧専門学校令による専門学校におい<br>て理学又は工学の課程を修めて卒業した者<br>（当該課程を修めて同法による専門職大学の<br>前期課程を修了した者を含む。）で、騒音計<br>の検査に一年以上従事した者<br>二 研究所の「一般計量教習」以上を修了し<br>た者で、計量の実務に一年以上従事した者<br>三 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有<br>していると研究所理事長が認めた者 | 三名 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------|-----|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------|-------------|-----------------------------|--------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

[illegible]

|                                                        |  |  |                            |  |                                         |  |                                                                                                                                                         |  |
|--------------------------------------------------------|--|--|----------------------------|--|-----------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 酸化炭素濃度試験装置<br>計及び機械的衝<br>化学発熱試験装<br>光式室置<br>素酸化<br>物濃度 |  |  | 計                          |  | ガラスピーエック<br>電極式標準液<br>水素イ基準電圧<br>オン濃発生器 |  | 度検出直流水槽<br>度及び発生器<br>ガラス直流水槽<br>電極式計<br>水素イ濃内部抵抗<br>オン濃内部抵抗<br>度指示<br>絶縁抵抗<br>試験装置<br>電源電圧<br>変動試験<br>装置<br>周囲温度<br>試験装置<br>耐電圧試験<br>装置<br>入力抵抗<br>試験装置 |  |
|                                                        |  |  | 特定計量器検定検査規則第二十<br>条に規定するもの |  |                                         |  | 日本産業規格B七九六〇―一及<br>び日本産業規格B七九六〇―二<br>に規定する試験ができるもの                                                                                                       |  |
|                                                        |  |  | 五名                         |  |                                         |  |                                                                                                                                                         |  |
| 別表第四（第十条関係）                                            |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| 指定設備                                                   |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| 分 の 区                                                  |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| 名称                                                     |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| 非自基準分日本産業規格次のいずれかに該当すること。                              |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| 動は銅                                                    |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| かり                                                     |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| 試験ができるもの                                               |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| 二に規定する令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した士を三名以上を含む。          |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| た者を含む。                                                 |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| 二 研究所の「一般計量教習」以上を修了した者で、計量の実務に一年以上従事した者                |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| 三 一般計量士                                                |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| 四 質量計の検査に三年以上従事した者                                     |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| 五 一、二又は四に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者                |  |  | 検定を実施する者                   |  | 条件                                      |  | 性能                                                                                                                                                      |  |
| 人数                                                     |  |  | 人数                         |  | 人数                                      |  | 人数                                                                                                                                                      |  |

様式第1（第1条、第9条、第18条、第18条の3関係）（平28経産令73・全改、令元経産令17・一部改正）

指 定 申 請 書 年 月 日

都道府県知事 殿  
（特定市町村の長）  
（経済産業大臣）

住 所  
名 称  
代表者の氏名

計量法第20条第1項（計量法第16条第1項第2号イ、計量法第117条第1項、計量法第121条の2）の指定を受けたいので、同法第26条（同法第106条第1項、同法第121条第1項、同法第121条の7）の規定により、申請します。

- 1 指定の区分
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 特定計量器の種類
- 4 地域ブロックの区分

備考  
1 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA 4とすること。  
2 第3項及び第4項の事項は、第9条第2項の規定により検定の種類を変成器付電気計器検査、法第78条第1項（法第81条第2項及び法第89条第3項において準用する場合を含む。）の試験及び法第93条第1項の調査以外のものに限定する場合に限り記載すること。

様式第1の2（第2条の4、第10条の4、第18条、第18条の7関係）（平28経産令73・全改、令元経産令17・令2経産令99・一部改正）

指 定 更 新 申 請 書 年 月 日

都道府県知事 殿  
（特定市町村の長）  
（経済産業大臣）

住 所  
名 称  
代表者の氏名

計量法第20条第1項（計量法第16条第1項第2号イ、計量法第117条第1項、計量法第121条の2）の指定の更新を受けたいので、同法第28条の2（同法第106条第3項において準用する同法第28条の2、同法第121条の10において準用する同法第28条の2）の規定により、申請します。

- 1 指定の区分
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 特定計量器の種類
- 4 地域ブロックの区分

備考  
1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。  
2 第3項及び第4項の事項は、第10条の4において準用する第9条第2項の規定により検定の種類を変成器付電気計器検査、法第78条第1項（法第81条第2項及び法第89条第3項において準用する場合を含む。）の試験及び法第93条第1項の調査以外のものに限定する場合に限り記載すること。

様式第2（第3条、第11条、第18条、第18条の8第1項関係）（平12通産令14・平12通産令228・平13経産令188・令元経産令17・令2経産令99・一部改正）

業務規程認可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

（特定市町村の長）

（経済産業大臣）

住 所  
名 称  
代表者の氏名

業務規程の認可を受けたいので、計量法第30条第1項（計量法第106条第3項において準用する同法第30条第1項、計量法第121条第2項において準用する同法第30条第1項、計量法第121条の10において準用する同法第30条第1項）の規定により、別添のとおり申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第3（第3条第3項、第11条第3項、第18条、第18条の8第3項関係）（平12通産令14・平12通産令228・平13経産令188・令元経産令17・令2経産令99・一部改正）

業務規程変更認可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

（特定市町村の長）

（経済産業大臣）

住 所  
名 称  
代表者の氏名

次のとおり、業務規程の変更の認可を受けたいので、計量法第30条第1項（計量法第106条第3項において準用する同法第30条第1項、計量法第121条第2項において準用する同法第30条第1項、計量法第121条の10において準用する同法第30条第1項）の規定により、申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の事由

備考  
1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 変更の内容は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

様式第4（第5条、第13条、第18条、第18条の11関係）（平12通産令14・平12通産令228・平13経産令32・平13経産令188・令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

業務休止（廃止）届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

（特定市町村の長）

（経済産業大臣）

住 所  
名 称  
代表者の氏名

次のとおり、定期検査（検定、計量証明検査、認定）の業務の一部（全部）を  
休止（廃止）したいので、計量法第32条（計量法第106条第3項において準用す  
る同法第32条、計量法第121条第2項において準用する同法第32条、計量法第121  
条の10において準用する同法第32条）の規定により、届け出ます。

- 1 休止（廃止）しようとする定期検査（検定、計量証明検査、認定）の業務の  
範囲
- 2 休止（廃止）の年月日
- 3 休止の期間
- 4 休止（廃止）の事由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第8（第20条関係）（平20経産令73・令改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

経済産業大臣殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

計量法第 条第 項の規定による申請に際し提出すべき書類に記載すべ  
きこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたしま  
す。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありませ  
ん。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法令の条項については、当該申請の適用条文名を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録され  
ている事項を記載するとともに、二枚以上の電磁的記録媒体を提出するとき  
は、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事  
項を記載すること。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請の際に本票  
に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した  
書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 5 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。
  - 一 提出者の氏名又は名称
  - 二 提出年月日
- 6 該当事項がない欄は、省略すること。